

2024 年 11 月 12 日

大阪市教育委員会事務局 御中

大阪市の埋蔵文化財行政に関する要望書

大阪歴史学会

大阪歴史科学協議会

2024 年 7 月 9 日付けの大阪市文化財協会の解散に関する質問書に対し、8 月 1 日付けで回答いただきありがとうございました。回答のなかで、大阪市文化財協会を解散させる理由について説明がなかった点はきわめて遺憾です。大阪市の文化財保護に多大な貢献をしてきた市文協を、明確な理由を示さないまま整理することに憤りを禁じえません。市文協の長きにわたる調査研究により、埋蔵文化財行政が認知され、市民の遺跡への理解や関心が高められてきました。その市文協を大阪市は不要とするわけです。2018 年の文化財保護法改正では、文化財を計画的に活用することを求めています。しかし大阪市は、そのための基盤となる埋蔵文化財の調査について、市が設置した市文協が実施する必要はない、つまり「大阪市として実施すること」を放棄するわけです。これが大阪市の埋蔵文化財行政を後退させることは明らかだと思われます。

そこで、大阪市の埋蔵文化財行政が後退することのないよう、以下の点を要望します。まず、なによりも大阪市文化財協会の存続を求めます。もしそれがかなわず、市文協が今年度末をもって解散せざるをえない場合、(3) 以下を要望します。

- (1) 大阪市文化財協会を存続させること。
- (2) 大阪市文化財協会を解散させる理由について回答すること。
- (3) 文化財保護課の埋蔵文化財にかかわる体制を整備・拡充すること。
- (4) 難波宮跡や大阪城跡などの調査、加えて重要遺跡の確認調査を計画的に事業化し、これらについて大阪市が直営で実施すること。
- (5) 将来的には、記録保存の発掘調査について直営で実施する形態をめざすこと。
- (6) 大阪市文化財協会 45 年間の経験と蓄積を継承するための方策を執ること。
- (7) 行政の責務として、出土遺物や記録類を適正に管理し、貸し出し等や資料調査の依頼にこれまで同様に対応すること、また、まちかどミュージアムの維持や、講演会等や発掘速報展などの普及活動について主体的に取り組むこと。
- (8) 記録保存の発掘調査について、大阪府文化財センターとの連絡調整を密にし、遅滞なく実施すること。また現地公開の機会を設けること。短期・長期とも民間委託しないこと。

上記要望に対し、お忙しいところ恐縮ですが、2024 年 12 月 6 日（金）までに下記 2 学会の事務局双方に回答をお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。

大阪歴史学会事務局

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155 関西学院大学文学部 高岡裕之研究室気付

大阪歴史科学協議会事務局

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138 大阪公立大学大学院文学研究科 佐賀朝研究室気付